

## JOGMECの業務方法書及び各種細則の改正について

平成28年12月6日  
資源エネルギー庁  
資源・燃料部  
石油・天然ガス課

### 1. 概要

平成28年11月11日、「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案」が成立したことに伴い、早急にJOGMECの我が国上流開発企業への支援体制を整えるため、JOGMECの業務方法書及び各種細則について改正・整備を行った（11月16日施行）。

### 2. 主なポイント

#### （1）JOGMECの審査体制の強化

##### ① 企業買収・資本提携への支援における外部アドバイザーの活用

今回の法改正により追加される企業買収・資本提携への支援の案件審査において、ファイナンシャル・アドバイザー等の中立の外部アドバイザーによる資産評価プロセスを追加する旨を規定。

##### ② 国営石油企業の株式取得における第三者委員会からの意見聴取

JOGMECによる国営石油企業の株式取得に際しては、上記の外部アドバイザーによる資産評価に加え、エネルギー政策や国際情勢等に関する外部の有識者から構成される第三者委員会の意見を聴取するプロセスを追加する旨を規定。

#### （2）リスクマネー供給機能の強化

##### ① 政府保証付き借入れの対象拡充

今回の法改正により、政府保証付き借入れの対象を、資産買収出資から、開発出資、LNG液化出資、企業買収・資本提携出資、国営石油企業の株式取得にまで広げることに伴う改正。

##### ② 対象事業費の拡大

今回の法改正により、石油の探鉱から開発に移行した案件への追加出資が可能となったことから、対象事業費を拡大。